

■ 転入・転出・転居した場合

○印は、加入者または申込者のみです。

種類	届出期間	住基カード所有の有無	手続きの仕方	必要なもの
転入届 (市内に引っ越してきたとき)	引っ越した日から14日以内	無い場合	住民異動届出書と転出証明書 (前住所地交付) を提出	○国保世帯へ転入の場合は国保証 ○国民年金加入者は年金手帳 ○在学証明書 (小中学校) ○障害者手帳
		有る場合	住民異動届出書と住基カード を提出 (前住所地で転出届を 済ませておく)	
転出届 (市外に引っ越しするとき)	引っ越しする前	無い場合	窓口に住民異動届出書を提出	○国保・後期高齢・介護保険 加入者などは保険証を返還 ○印鑑登録証を返納
		有る場合	窓口又は郵送で住民異動届出 書を提出	
転居届 (市内で引っ越したとき)	引っ越した日から14日以内		○住基カード ○国保・後期高齢・介護保険証など	
世帯変更届	変更のあった日		○国保・後期高齢・介護保険証など	

①本人確認のできる運転免許証など公的身分証明書が必要です。

(顔写真付であれば1点、それ以外は2点必要 例:社保・国保・介護保険証、年金手帳・証書などの公的証明書等2点)

②届出は本人またはご家族(同一世帯員)が原則のため、別居の兄弟等が代理で来られる場合は委任状が必要です。

③同一家族内に住基カード所有者がいる場合は、転入転出手続きが簡素化されました。

④外国人住民の方も、住民異動届出書を必ず提出してください。届出の際は、在留カードなどを持参してください。

⑤届出期間を経過して届出をした場合、行政罰として過料が科される場合があります。外国人住民の方は在留資格のはく奪などさらに厳しい処罰を受ける場合がありますので、届出期間中に届出をしてください。

